

2024年11月 7日

大阪市こども青少年局
局長 佐藤充子 様

なにわ人権教育ネッ
代表幹事 浅



2024年度「なにわ人権教育ネットワーク」教育要求書

なにわ人権教育ネットワーク
代表幹事 浅田正仁

1965年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出されました。

2016年12月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定されました。

1966年11月、大阪市は全国に先駆けて「大阪市同和教育基本方針」を打ち出し、学校教育・社会教育の両面から施策を推進し同和教育の充実に努めた結果、部落差別の解消に向けて多くの成果をあげました。しかしながら、地区児童・生徒の学力実態や生活実態には、今なお厳しいものがあるのも事実です。

2020年12月から2021年1月にかけて実施された、人権問題に関する市民意識調査では、結婚相手や住居を選ぶ際に、部落出身者や部落の地域を避けるといった回答が今なお多くあり、部落に対する忌避意識が依然根強くあります。

2015年、大阪府内をはじめ他府県においても被差別部落や近隣の公営住宅の郵便受けに大量の差別文書が投函されるという事件が発生しました。また近年では、インターネットを悪用し同和地区や部落の所在地が誰でも閲覧できる状態になっています。

2016年には「部落地名総監復刻版販売事件」が発生しており、2018年6月には、グーグルマップにおいて、被差別地域にある鉄道の駅名に「部落」を付すという悪質な差別事件が発生しています。

2023年には三重県の教諭による土地差別事件の発覚や、2024年には大阪市職員による公用車での部落差別発言が発覚しています。

これら部落に対する差別意識は未だ解消されておらず、差別事件や差別事象が後を絶たないのが現状です。

浪速区内では、1983年に「大浪橋差別落書き事件」、1993年に「場外車券場建設計画に関わる差別投書事件」、1998年に「差別身元調査事件」、2019年にはJR芦原橋駅、今宮駅で「連続差別落書き事件」などの差別事件が発生しました。また、現在においても、差別落書きやインターネット上での差別的な書き込みをはじめ、同和地区かどうかの問い合わせがあるなど、悪質な部落差別事件が起こっています。

これらの差別事件や差別事象は、根強く残る差別意識の典型であり、同和地区住民の生存権をも否定する悪質な人権侵害であります。

浪速地区では、1969年に「浪速同和教育推進協議会」が設立され、同和・人権教育を、学校教育・保育・社会教育、さらに家庭教育も含めたすべての教育の場で進めるとともに、教育環境・条件の整備、職業の安定、社会福祉の向上等にまで及ぶ様々な活動を行ってきました。今後も、浪速同推協が果たしてきた成果を引き継いでいくことが大切です。

また、「なにわ人権教育ネットワーク」は、解放教育・同和教育を核とした人権教育・啓発の拡充を中心に、浪速区での差別の実態の根本的な解決を図るため、部落解

受付

- 6.11. 7

大阪市こども青少年局

放同盟大阪府連合会浪速支部や大阪市教職員組合東部支部、地域、保護者と連携しながら、「浪速地区人権・同和教育研究集会」、「浪速・西・港・大正地域人権展」、「8.6 平和・人権・狭山浪速区民の夕べ」、「フレンズカップ オブ ナニワ」など数多くの取り組みを、区内の保育所や小・中学校の教職員、行政職員、そして地区住民とが一体になって進めています。そして、今後もこれらの取り組みを継続することは、人権教育の深化・充実を図り、区内の児童・生徒、住民、地域で働く人々等の差別意識の解消と差別事件の根絶、そして「人にやさしいまちづくり」を推進していくことにつながると考えます。

つきましては、下記の項目について、大阪市こども青少年局として誠意ある回答を示され、具体化されますよう要求いたします。

記

- 1、幼稚園・保育所・地域で、同和・人権保育を確立するために、「なにわ人権教育ネットワーク」が果たしてきた役割とその成果について、こども青少年局としての認識を明らかにされたい。また、今後も引き続き「なにわ人権教育ネットワーク」との協議を行うとともに、支援・協力を図られたい。
- 2、1965年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出された。そして、2016年12月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定された。このことから、これまで多くの保育・教育現場で取り組まれてきた同和保育・同和教育の取り組みについて、こども青少年局としての認識を述べられたい。また、今後の同和保育・教育の推進について、こども青少年局の方針と具体的方策を述べられたい。
- 3、大阪市における虐待等の相談件数は年々増加しており、一時保護所の入所児童数も定員を上回っている状況にある。児童虐待等の早期発見・早期対応を図る意味でも、こども相談センターの早期増設と児童等の受け入れ態勢の強化のために指導員をはじめとするセンター職員の増員が必要である。また、地域民生委員や児童委員をはじめとする各種関係団体との連携が欠かせないと思うが、こども青少年局の見解と具体的方策を述べられたい。
- 4、大阪市では、「大阪市こどもサポートネット」事業を、2021年度より全市で行っている。これらの成果と課題を述べられたい。
- 5、家庭の経済状況など、生活困窮による子どもの貧困は、子どもの成長に大きな影響を及ぼす。子どもの貧困に対するこども青少年局の認識と貧困解消のための具体的方策を述べられたい。

- 6, 幼稚園や保育所に勤務する管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要である。管理職をはじめすべての教職員や、いきいき活動指導員など外部委託をしている事業者に対して、同和保育・教育を中心とした人権研修を積極的に行い、すべての職員に対する人権意識の向上を図るべきと考えるが、こども青少年局の認識を述べられたい。
- 7, 大阪市では、市政改革により保育所・幼稚園の統廃合及び民営化がすすめられているが、市立保育所・市立幼稚園が果たしている幼児教育の役割は非常に重要であると考ええる。このことについて、こども青少年局の認識と今後の方向性について述べられたい。
- 8, 幼児を事件・事故・虐待などから守るために、幼稚園・保育所・地域・警察・行政機関が連携し、緊密に連絡を取り合えるようなバックアップ体制が必要と考えるが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。
- 9, たんの吸引や人工呼吸器、胃ろうといった医療的ケアが必要な子どもたちを支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律法」が、2021年9月18日に施行された。医療的ケア児の保育・教育を保障するために、医療的ケア児のいる幼稚園に看護師を配置すべきと考えるが、こども青少年局の見解を求める。
- 10, 市立幼稚園には、支援を要する園児が多く在籍しているが、園児を支援する教員等があまりに少なく、十分な保育が受けられない状況にある。各園において園児を支援するための介助サポーターの増員を図るとともに勤務日数を大幅に増やすこと。
- 11, 浪速区では、外国籍や外国にルーツを持つ就学前児童が増えている。それに伴い現場では、母語や文化の違いによる課題が発生している。これについて、こども青少年局の認識と具体的対策について明らかにされたい。
- 12, 母語が日本語でない子どもや保護者については、適切な支援や関係機関に繋げるなどの配慮が必要であると考えるが、こども青少年局の認識と具体的方策を述べられたい。
- 13, 近年では想定外の災害が発生しているが、幼稚園や保育所において子どもたちが安全に避難できる計画は確立されているのか、また、災害時には地域との連携が必要と考えるが、こども青少年局としての見解を述べられたい。
- 14, 3歳児保育を全園で実施すること。
- 15, 預かり保育のための介助指導員や一時預かり指導員の増員や拡充を行うこと。
- 16, すべての市立幼稚園に、更衣室及び休養室を設置すること。
- 17, 市政改革による市立幼稚園の民営化を行わないこと。

以上